

ただ、僅かに該期の畦畔が平行して隣り合う状況が残存しており（B2グリッド東部～C2グリッド西部の南北畦畔2本、D5グリッド南部の南北畦畔4本）、辛うじて小区画の東西の一辺（畦畔の中軸どうしを結ぶ線分）が5.2～5.7mという数値が得られる。これは1町=60歩=107mとして、ほぼ3歩に相当し、一坪の東西辺を1/20ごとに区画することになる。これに対して、南北の小区画地割がどのようにあったかは全く不明である。それは、10世紀以降に施設された畦畔が、律令期の畦畔を踏襲して造り直したのか、或いは全く新しい場所に新設したのかを判断し難いことに起因する。そして、10～11世紀および12～13世紀に施設された畦畔は蛇行や彎曲が随所に見られ、隣り合う畦畔間の距離にもばらつきがあり、規格的な小区画を保持する意志は半ば放棄されたかのようである。

さて、IV層の堆積・利用時期の下限は12世紀、より新しくても出土した山茶碗の年代観から13世紀中葉までと考えられるが、それ以降に施設されたと推定される「IV層畦畔」についてどのように理解すべきであろうか。やはり、擬似畦畔という概念で説明可能と考える。例えば、1区B5・B6トレーナー南部西壁で検出されたIV層東西畦畔は第49図において施設時期を16世紀に比定したが、両下端付近に同じIV層土の巻き上げが顕著に認められる（図版9-2）。IV層上面が水田耕作面である時、耕作や畦畔造作による巻き上げ土が耕作面の上方へ屹立した状態を保ち得るはずがない。すなわち、このIV層上面の畦畔状の高まりはⅢ層水田の畦畔直下に形成されたいわゆる擬似畦畔Bと考えるのが合理的である。擬似畦畔Bとは、水田耕作の影響をさほど受けない畦畔直下において下層上面が畦畔状に残存したものとされている（斎野1987）が、畦畔の造成・整形作業により、逆に畦畔の両下端付近直下は他の水田面直下よりも顕著に影響を受け、耕作層中に巻き上げ痕や土層ブロックとしてその痕跡を留めるのである。このように明確な証拠を残すものは少ないが、14世紀以降に施設された「IV層畦畔」はⅡ層堆積時期にかけての連續的耕作で失われたⅢ層畦畔の擬似畦畔Bと解釈できる。ただし、1・2区の護岸列石付畦畔はその南北周辺10m以内のⅢ・Ⅳ層を削平してIV層の「真畦畔」を造り出したものであることは第3章第4節で述べた通りであり、中・近世の畦畔では例外的な在り方と言えよう。

第2節 静清平野の広域条里制における本郷坪遺跡

本書では曲金北遺跡において検出された古代東海道駅路の遺構と本郷坪遺跡の坪・里界畦畔との関連性にたびたび言及してきたが、特に方角と距離が古代条里に果たして合致するのか否かを本節において検証し、併せて静清平野広域条里における当遺跡条里遺構の特徴について考察する。

曲金北遺跡の古代東海道駅路の側溝SD202・SD203には南北に直交するように延びる2箇所の拡張部があり、各拡張部の中軸と北側側溝SD203溝心線との交点間の距離が107mを測ることから、両拡張部は南北坪界線と考えられている。このうち、西側の交点（曲金北遺跡調査区のB2グリッドに位置する）の国土座標値は日本測地系でX=-113018.087、Y=-7548.447である。この点より静清平野古代条里の南北軸N-39°-Wの方向に北側へ1里=6町=642mの点とは、国土座標で北へ499m、西へ406mの点ということになる。すなわち、求められる点の日本測地系国土座標値はX=-113018.087+499=-112519.087、Y=-7548.447-406=-7954.447と算定される。一方、本郷坪遺跡において南北坪界畦畔と東西里界畦畔との交点の日本測地系国土座標値はX=-112519.920、Y=-7950.650となる。よって、実際の坪・里界交点は計算上の想定交点より南へ83.3cm、東へ379.7cm、直線距離で388.7cmの誤差で存在する。これらは前節において推定した条里水田小区画の一辺よりも小さい値で、やはり誤差と扱ってよい数値と考えられる。以上より、当遺跡で検出された南北坪界畦畔および東西里界畦畔が基本的に静清平野の古代条里地割の坪界線・里界線に合致することは明らかである。

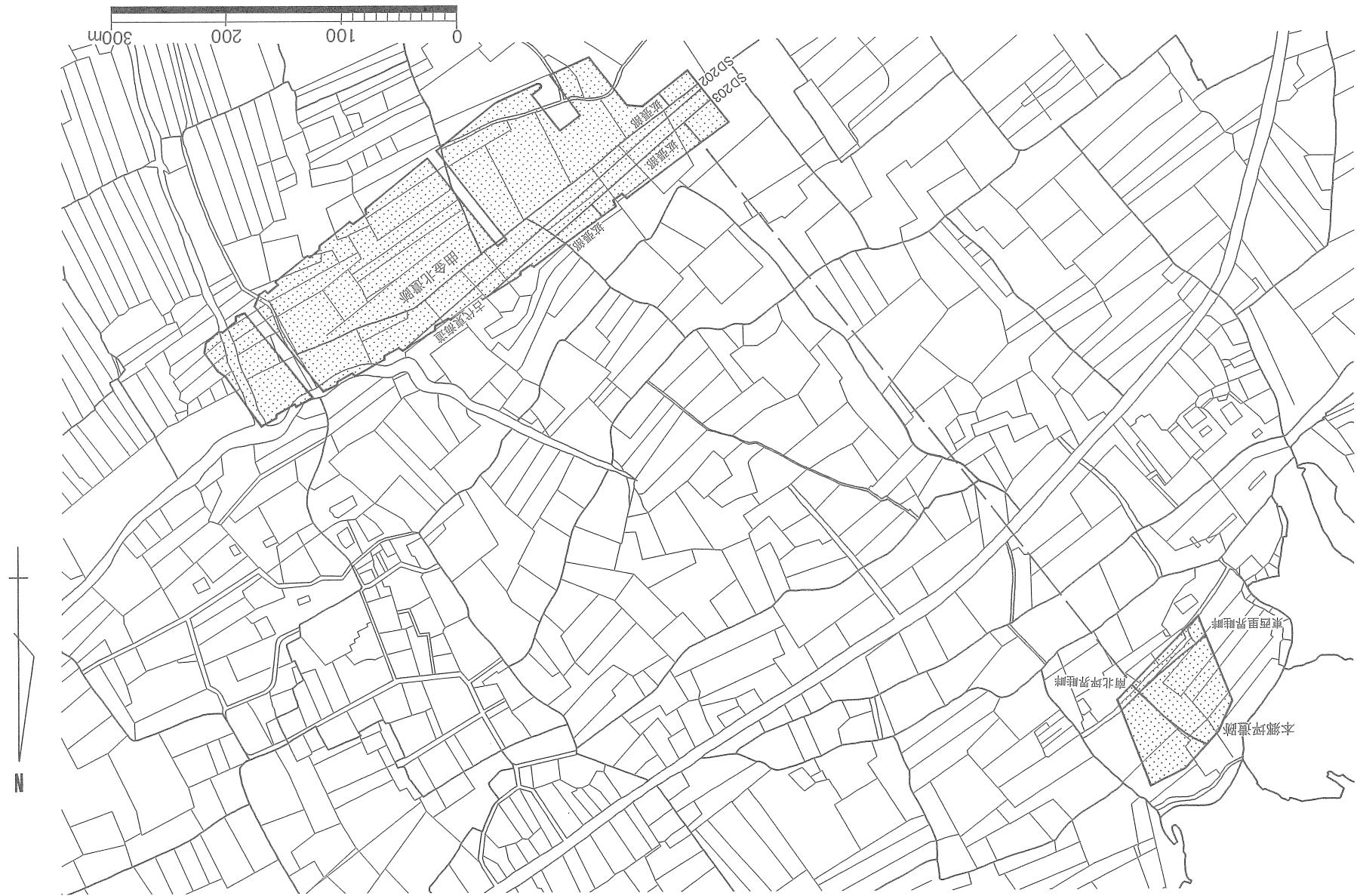
上記2遺跡の主要条里関連遺構の対応関係と周辺地域の旧表層地割を併載したものが第50図である。旧表層地割については、矢田 勝氏が静岡平野北部の条里型地割の復原を試みており（矢田1990）、その復原作業の過程で作成された明治期の地割図を使用した。本郷坪遺跡の部分に注目すると、今回検出された東西里界畦畔の東半部はほぼ旧表層地割の東西線に重なり、律令期以来存続した水田境界線と言える。同畦畔の西半部は旧表層地割に合致せず、むしろ第49図で示した14世紀以降の擬似畦畔の東西軸の方向が旧表層地割のそれに近似する。南北坪界畦畔は17世紀に改造されて大きく西偏した形状まで旧表層地割に合致する。つまり、坪界・里界の交点は条里制施行以来近代に至るまで維持されていたと言えよう。周辺の旧表層地割を概観すると、当遺跡より東方の旧表層地割は古代条里の方向を保つものが多いが、西方の谷津丘陵南東麓の旧表層地割の多くは南北軸が真北より50°以上西偏している。一方、当遺跡では南北坪界畦畔を境としてその西側で西偏の著しい南北畦畔が多く、東側では小区画の規格性はともかくとして古代条里の方向に忠実な畦畔が多い。総じて、当遺跡の南北坪界畦畔を境に古代条里地割の方向を基本的に踏襲した東側地区と地割軸の改変の顕著な西側地区に分かれるようであり、南北坪界畦畔自体も北西部は大きく西偏してしまっている。これは谷津丘陵のすぐ麓という地形上の制約の結果であるかもしれない。地割の改変は当遺跡から曲金北遺跡に至る南北約500m、東西約600mの領域においてより著しい。本郷坪遺跡調査区の南約50mまで、すなわち小字「本郷坪」の範囲内では南北の条里坪界線が旧表層地割においても保たれているが、これより南では曲金北遺跡の調査区まで南北条里坪界線はほとんど旧表層地割に反映されていない。また、この領域での地割には「軸」が存在しないかのように様々な方向に界線が走り、区画された土地のプランは多くが不整多角形となっている。理由を特定することはできないが、第2章第2節で触れたように、江戸時代の当地域における小私領の錯綜の結果、地割が頻繁に改変されたためかもしれない。なお、本郷坪遺跡の西側に連続する低地に駿河国府より東へ4里の南北里界線が想定されるが、これも旧表層地割にはほとんど痕跡を留めていない。

本郷坪遺跡で検出された坪・里界条里畦畔を他の小区画畦畔と区別して「大畦畔」と呼称してこなかったのは、単純にその断面規模のためである。奈良時代～平安時代前期に施設された里界・坪界線となる条里大畦畔は、静岡平野北部では池ヶ谷遺跡の大畦畔SK111が下端幅最大約7.8m、高さ最大46cmを測る（栗野ほか1992）のをはじめとして、下端幅2～5m、高さ10～30cmの規模が通例である。同平野南部でも、平安時代中期ではあるが鷹ノ道遺跡の「大畦」は下端幅4mを測り（注1）、本郷坪遺跡の東西里界畦畔・南北坪界畦畔とは歴然たる格差がある。また、里界線に沿う律令期の遺跡は第51図（注2）に示したように、寺院跡や官衙関連遺跡等、地域の重要な遺跡（公的施設）が多い。このような状況の中で本郷坪遺跡の主要2畦畔は甚だ貧弱な印象を否めない。しかし、瀬名遺跡1区の平安時代前期に比定される東西坪界畦畔SK11901は補強施設を伴わない盛土のみの畦畔で、その規模は上端幅0.3～0.5m、下端幅0.7～1m、高さ3～8cmを測り（宮村ほか1992）、本郷坪遺跡の東西里界畦畔・南北坪界畦畔に近似する規模と形状である。従って、少数例ながら「貧弱」な条里坪界畦畔も存在することは確かである。

注

- 1 長谷川1992では「大畦」を含む水田区画の南北軸はN-28°-Wと報告されており、南北軸39°西偏という官製条里がこの時期すでに遵守されなくなっていると考えられ、本郷坪遺跡の10～11世紀に施設された畦畔にもほぼ同様のことが当てはまる。
- 2 当図は矢田1997の図3を参考に作成した。

第50图 旧麦磨米里地圖。換玉道撫圖



第51図 静清平野の広域条里(里界線)と古代東海道駅路想定線

